

社会福祉社法人 家庭福祉会  
役員の使用弁償に関する規程

平成29年 4月 1日改定

## 社会福祉法人家庭福祉会役員等の費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人家庭福祉会の役員、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）、及び役員等就任予定者の費用弁償の額及び支給方法について定めるものとする。

### (費用弁償)

第2条 役員等及び役員等就任予定者が、招集に応じ会議に出席した場合における出席旅費及び会務のため旅行した場合の出張旅費について費用弁償として旅費を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員等については、家庭福祉会旅費規程を適用する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表による。

3 前項に規定するもののほか、役員等及び役員等就任予定者に支給する旅費については、家庭福祉会旅費規程を準用する。

### 附 則

1. 昭和59年10月 1日から施行する。
2. 平成 3年 4月 1日一部改正適用。
3. 平成 6年 6月 1日一部改正適用。
4. 平成13年 4月 1日一部改正適用。
5. 平成14年 5月29日一部改正適用。
6. 平成18年 9月28日一部改正適用。
7. 平成24年 4月 1日一部改正適用。
8. 平成29年 4月 1日一部改正適用。

### 別 表

旅 費		
交通費	日当 (1日につき)	宿泊料
① 経済的な交通手段を用いた場合の JR・鉄道、航空機、船舶、バス等の運賃の実費	5,000円	実費支給
② やむを得ず自家用車を使用の場合は、1kmあたり37円		

\*ただし、法人役員会等会議出席の場合は、日当（1日につき）8,000円とする。